

山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県と友好県道関係を結ぶ韓国忠清北道と、民間での交流を深め、互惠関係の構築を推進するため、山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業（以下「補助事業」という。）に参加する者の渡航に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という）、対象経費及び金額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 申請者は、補助金の交付を受けようとする場合は、規則第4条の規定により、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、交付の申請があったときは、内容を審査の上、補助の可否及び補助金の額を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に交付決定額を通知する。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行

が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第6条 知事は、補助対象者に対し、必要に応じ、補助事業等の遂行状況を報告させることがある。

(実績報告書)

第7条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払額がわかる書類の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容(第5条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、別に定める日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払とする。

- 2 前項の規定に関わらず、知事は、補助事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助対象者に対し、概算払により交付することができる。
- 3 補助対象者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年

度から起算して5年間、整理保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助区分	交付対象者	補助対象経費		補助金額
		経費区分	経費内容	
山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費 ・経済交流事業	訪問団の一員として、補助事業に参加する団体又は個人	旅費	航空券代、燃油サーチャージ等の諸費用等	補助対象経費の1/2とする。また、一人当たり10万円を上限とする。
		役務費	海外旅行保険料等	
		その他	上記に掲げるもの 他、知事が必要と認める経費	

様式第 1 号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称 山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額 ¥
- 4 添付書類
別紙のとおり

別紙

事業計画書	
事業名	
事業目的	
事業内容	
実施期日	
実施場所	
特記事項	

(単位：円)

収支予算書			
収入の部		支出の部	
経費区分	金額	経費区分	金額
		旅費	
		役務費	
		その他	
計		計	

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

山梨県知事

長崎 幸太郎 様

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

_____ [社印または代表者印]

(ふりがな)

法人名

_____ ㊞

(ふりがな)

代表者名

_____ ㊞ (男・女)

生年月日 (大正・昭和・平成)

_____ 年 月 日

様式第 2 号

番 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和〇年〇月〇日付けで申請のあった山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部

の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和7年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金
事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第4号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書及び収支決算書
別紙のとおり
- 2 その他添付書類

3 支払先

口座振替	振替先金融機関名	
	預貯金の種別・口座番号	当座 ・ 普通 No.
	フリガナ	
	口座名義	
	住所	

別紙

事業報告書	
事業名	
事業実績	
事業内容	
実施期日	
実施場所	
特記事項	

(単位：円)

収支決算書			
収入の部		支出の部	
経費区分	金額	経費区分	金額
		旅費	
		役務費	
		その他	
計		計	

様式第5号

番 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金額の確定通知書

山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

様式第6号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金について、山梨県忠清北道姉妹県道経済文化交流促進事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払先

口座振替	振替先金融機関名	
	預貯金の種別・口座番号	当座 ・ 普通 No.
	フリガナ	
	口座名義	
	住 所	